

令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省5－⑨)

政策分野名 【施策名】	需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化	担当部局名	農産局(畜産局) 【農産局総務課／穀物課／園芸作物課／果樹・茶グループ／企画課／技術普及課／農業環境対策課、畜産局総務課／企画課／畜産振興課／飼料課／牛乳乳製品課／食肉鶏卵課】
政策の概要 【施策の概要】	肉用牛・酪農の生産拡大など畜産の競争力強化、新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化、米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物への転換、農業生産工程管理の推進と効果的な農作業安全対策の展開、良質かつ低廉な農業資材の供給や農産物の生産・流通・加工の合理化	政策評価体系上の位置付け	農業の持続的な発展
政策に係る内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)(第3の2(6))	政策評価実施予定時期	令和6年8月

施策(1)		肉用牛・酪農の生産拡大など畜産の競争力強化									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		畜産の競争力強化に向けて生産基盤の強化、生産基盤強化を支える環境整備を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		牛肉・牛乳乳製品など畜産物の国内需要の増加への対応、国産畜産物の生産・流通の円滑化、国産飼料の生産・利用を推進									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 生乳の生産量	728万トン	30年度	780万トン	12年度	737万 トン	741万 トン	745万 トン	750万 トン	754万 トン	F ↑ 一差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の生乳生産量780万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
					743万 トン	765万 トン	753万 トン				
	把握の方法		出典:「牛乳乳製品統計」(生乳生産量)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度4月頃(速報値) 算出方法:上記統計の生乳生産量(全国)から記載								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
イ 牛肉の生産量	33万トン	30年度	40万トン	12年度	34万トン	35万トン	35万トン	36万トン	37万トン	F ↑ 一差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の牛肉40万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
					34万トン	34万トン	35万トン				
	把握の方法		出典:「食肉流通統計」(部分肉生産量)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:上記統計の生産量から記載(部分肉ベース)								
達成度合いの 判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ウ 豚肉の生産量	90万トン	30年度	92万トン	12年度	90万トン	91万トン	91万トン	91万トン	91万トン	F ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の豚肉92万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
					92万トン	92万トン	90万トン				
	把握の方法		出典:「食肉流通統計」(部分肉生産量)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:上記統計の生産量から記載(部分肉ベース)								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満 ※達成度合は、当該年度実績値及び基準値について、小数点第1位の値(小数点第2位を四捨五入)を用いて算出									
エ 鶏肉の生産量	160万トン	30年度	170万トン	12年度	162万 トン	163万 トン	164万 トン	165万 トン	166万 トン	F ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の鶏肉170万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
					165万 トン	169万 トン	168万 トン				
	把握の方法		出典:「食肉の需給動向」(鶏肉需給の推移)(独立行政法人農畜産業振興機構) 作成時期:調査年度の翌年度7月頃 算出方法:上記調査の鶏肉需給の推移から記載								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度						
オ 鶏卵価格の安定化	±27.5%	16-21年度 の変動幅を 基に算出	±25%以内	毎年度	±25% 以内	±25% 以内	±25% 以内	±25% 以内	±25% 以内	○－他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「牛肉・牛乳乳製品などの畜産物の国内需要の増加への対応」に該当するアウトカム指標として設定。
					±13.7%	±15.1%	±19.2%		【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 過去の1エッグサイクル(6年)における変動幅の実績(平成16－21年度までの各年度の鶏卵の卸売価格の変動幅の平均:±27.5%)を踏まえ、年度ごとの目標値を±25%以内に設定。		
	把握の方法		出典:JA全農調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:「たまご東京M相場」(卸売価格)								
	達成度合いの 判定方法		A(おおむね有効):±25%以内、B(有効性の向上が必要である):±25%超±27.5%以下、C(有効性に問題がある):±27.5%超								
目標② 【達成すべき目標】	国産飼料の生産・利用を推進										
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度						
ア 飼料作物の生産量	350万 TDNトン	30年度	519万 TDNトン	12年度	378万 TDNトン	392万 TDNトン	406万 TDNトン	420万 TDNトン	435万 TDNトン	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)①の「国産飼料の生産・利用を推進」に該当するアウトカム指標として設定。
					332万 TDNトン	332万 TDNトン	令和5年 9月下旬 把握予定		【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる生産努力目標の飼料作物519万TDNトンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。		
	把握の方法		出典:作物統計、農林水産省畜産局調べ 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:作物統計の作付面積と単収等より算出。								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値/当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(2)		新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		新たな需要に応える園芸作物等の生産体制の強化に向けて、野菜、果樹、花き、茶及び薬用作物等の取組を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		加工・業務用野菜の生産体制の強化、豊作時の価格低落や不作時の価格高騰の防止・緩和									
測定指標	基準値		目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
		基準年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 指定野菜(ばれいしょを除く)における加工・業務用野菜の出荷量	98万トン	29年度	145万トン	12年度	103万トン	107万トン	112万トン	117万トン	122万トン	F ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「加工・業務用野菜の国産シェアの奪還」に該当するアウトカム指標として設定。
					106万トン	102万トン	100万トン				【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 現在、増加している国産野菜の加工・業務用需要について、今後も増加すると見込み、過去10年の増加率の2倍のペースと見通して5割増として目標値を設定。
	※施策(3)の水田の高収益作物等への転換の指標としても使用										
把握の方法			出典:「野菜生産出荷統計」(加工向け及び業務用の出荷量)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度12月末頃 算出方法:上記統計の品目毎の用途別出荷量から加工向、業務用向を集計し算出 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、前年度の値を把握し記入。								
達成度合いの判定方法			達成度合(%)=(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ 野菜の取引価格の安定化	56%	28年	68%	7年	63%	64%	65%	66%	67%	F ↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「豊作時の価格低落や不作時の価格高騰を防止・緩和」に該当するアウトカム指標として設定。
					60%	54%	67%				【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 野菜の取引価格の安定化(±20%以内の変動幅)に収まる期間の年間割合を過去の割合から算出。
	把握の方法			出典:農林水産省統計部「青果物卸売市場調査」 作成時期:調査年の翌年1月頃 算出方法:指定野菜14品目の旬別市場価格が概ね平年並みである平年比±20%以内の変動幅に収まる期間の割合							
達成度合いの判定方法			達成度合(%)＝当該年の実績値/当該年の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		省力樹形や優良品目・品種の導入推進等を通じた、産地の生産基盤の強化による果実の生産量の拡大									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ア 果実の生産量	283万トン	30年度	308万トン	12年度	287万 トン	289万 トン	291万 トン	293万 トン	295万 トン	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「高品質な国産果実への国内需要や輸出拡大に対応」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる果実の生産努力目標308万トンを設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 このため、年度ごとの目標値の欄は、基準値と目標値を直線で結んだ年度ごとの目安値を便宜的に記載。
	把握の方法		出典:「食料需給表」(農林水産省) 作成時期:調査年度の翌年度8月頃 算出方法:食料需給表の国内生産量の果実の項目から記載								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
目標③ 【達成すべき目標】		国内需要への安定供給及び国内シェアの回復									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ア 花きの産出額	3,687億円	29年	4,500億円	12年	3,567 億円	3,745 億円	3,829 億円	3,913 億円	3,997 億円	F ↑ 一他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「国内需要への安定供給及び国産シェアの回復」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、花きの生産者の経営の安定、花きの加工及び流通の高度化、花きの輸出促進、公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等を通じ施策の効果が発揮されることを前提として、令和12年に4,500億円と設定。 目標年度及び目標値は花きの振興に関する法律に基づく基本方針に定められているが、年度ごとの目標値は定められていないため、2年度は直近年度(平成30年度)の水準、3年度は2年度の補正事業の効果等により5%増を見込むとともに、4年度以降は目標値を直線で結んだ目安値を便宜的に記載。
	把握の方法		出典:「生産農業所得統計」(農林水産省統計部)及び「花木等生産状況調査」(花きの産出額)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年の翌々年8月頃 算出方法:生産農業所得統計のうち年次別農業総産出額の切り花類、鉢物類、花き苗類、球根類の産出額と花木等生産状況調査の花木類、芝、地被植物類の出荷額を合算し算出 ※ 年ごとの実績値と目標値は、前々年の値。								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝[当該年実績値－{基準値－(年平均減少額×基準値以降の経過年数)}]／[当該年目標値－{基準値－(年平均減少額×基準値以降の経過年数)}]×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標④ 【達成すべき目標】		茶の更なる輸出拡大、薬用作物の産地の育成									
測定指標	基準値		目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	2年度	3年度			4年度	5年度	6年度				
ア 茶の輸出額	153億円	30年	312億円	7年	170億円	195億円	220億円	250億円	280億円	F ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の、「茶の更なる輸出拡大」に該当するアウトカム指標として設定。
					162億円	204億円	219億円				【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 令和2年4月3日に開かれた農林水産物・食品輸出本部会合において、新たな輸出額の目標について、2030 年に750億円の達成を目指すこととし、中間目標として、2025年に312億円の達成を目指していくとされたことから、これを目標値として設定。 年ごとの目標値については、最新の輸出動向等を踏まえ、毎年25～30億円程度増加すると設定。
	把握の方法		出典:「貿易統計」(緑茶)(HSコード:090210100、090210900、090220100及び090220900)(財務省) 作成時期:調査年の翌年2月頃 算出方法:上記統計のHSコードの輸出額(年内累計金額)を合算し算出								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年実績値－基準値)／(当該年目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
イ 薬用作物の栽培面積	550ha	30年	630ha	7年	573ha	584ha	596ha	607ha	618ha	F ↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)②の「薬用作物について、産地の育成」に該当するアウトカム指標として設定。
					523ha	494ha	508ha				【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 栽培面積の過去のすう勢及び今後の事業効果を踏まえ基準値を平成30年の550haから令和7年の630haに増大することとし、年ごとの目標値は、すう勢値を設定。
	把握の方法		出典:「地域特産作物(工芸作物、薬用作物及び和紙原料等)に関する資料」(公益財団法人日本特産農産物協会) 作成時期:調査年の翌々年3月頃 算定方法:上記資料から薬用作物の品目を集計し算出 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、前年の値。								
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年実績値－基準値)／(当該年目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(3)		米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		米政策改革の着実な推進と水田における高収益作物等への転換に向けて、消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給、麦・大豆の需要に応じた生産、野菜等(高収益作物)への転換、米粉用米・飼料用米の需要に応じた生産、米・麦・大豆等の流通の合理化を推進する。									
目標① 【達成すべき目標】		米の1人当たり消費量の減少傾向への歯止め、事前契約									
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
ア 1人あたり米の消費量	53.6kg/人/年	30年度	50.0kg/人/年	12年度	52.5kg/人/年	52.0kg/人/年	51.7kg/人/年	51.3kg/人/年	51.0kg/人/年	F ↓ 一他	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「消費者・実需者の需要に応じた多様な米の安定供給」に該当するアウトカム指標として設定。
					50.8kg/人/年	51.4kg/人/年	50.9kg/人/年				【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる食料消費の見通し米の1人当たり消費量50kgを設定した。目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が減少するとして目安値を便宜的に記載している。
	把握の方法		出典:食料需給表(大臣官房政策課食料安全保障室)により把握 作成時期:調査年度の翌年度8月頃(調査年度とは調査の対象となる年度を示す) 算出方法:食料需給表の米の1人あたり供給純食料、年間1人あたり数量から記載								
	達成度合いの判定方法		※達成度合(%)=(当該年度実績値－当該年度の前年度実績値)/当該年度の前年度実績値×100 A(おおむね有効):前年度の一人当たりの米の年間消費量の増減率と同等以上 B(有効性の向上が必要である):前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイントまで C(有効性に問題がある):前年度の一人当たりの米の消費量の増減率△1ポイント未満								

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
イ 米の播種前契約(注1)の比率	28%	2年度 (3年産)	50%	7年度 (8年産)	-	-	-	35%	43%	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「事前契約・複数年契約などによる安定取引が主流となるよう、その比率を高めながら質を向上させる」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年度(令和3年産)の実績値28%を基準値とし、令和7年度(令和8年産)までに、令和3年産における収穫前契約の実績値と同程度である50%に拡大することとして設定。 なお、年度ごとの目標値の欄は、令和5年度(令和6年産)から毎年度一定割合が増加するとした目安値を便宜的に記載している。
	把握の方法		出典：米穀の取引に関する報告徴収(農産局農産政策部企画課)により把握 作成時期：調査年度の翌年度の7月頃 算出方法：年間取扱数量500トン以上の集出荷業者における、仕入計画数量に対する播種前契約数量から算出								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
前年度までの 測定指標 (指標の見直しにより前年度までの指標が 上記と異なる場合)	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
米の事前契約比率 (令和4年度中に設定)	P	P	P	P	P	P	P	P	P	【測定指標の選定理由】 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ※ 令和4年度までの検討結果を踏まえ、令和4年度中に新たな指標を設定。	
	把握の方法		出典：－ 作成時期：－ 算出方法：－								
	達成度合いの 判定方法		－								

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度						
ウ 米の実需と結びついた播種前契約の比率	5%	2年度 (3年産)	10%	7年度 (8年産)	-	-	-	7%	8%	F ↑ 一直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「実需と結びついた生産・販売を一層推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和2年度(令和3年産)の実績値5%を基準値とし、播種前契約と同程度の比率(28%→50%)で拡大するとし、令和7年度(令和8年産)の目標値を10%とすることとして設定。 なお、年度ごとの目標値の欄は、令和5年度(令和6年産)から毎年度一定割合が増加するとした目安値を便宜的に記載している。
	把握の方法		出典：米穀の取引に関する報告徴収(農産局農産政策部企画課)により把握 作成時期：調査年度の翌年度の7月頃 算出方法：年間取扱数量500トン以上の集出荷業者における、仕入計画数量に対する実需と結びついた播種前契約数量から算出								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度の実績値／当該年度の目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
前年度までの 測定指標 (指標の見直しにより前年度までの指標が 上記と異なる場合)	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
米の事前契約比率 (令和4年度中に設定)	P	P	P	P	P	P	P	P	P	【測定指標の選定理由】 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 ※ 令和4年度までの検討結果を踏まえ、令和4年度中に新たな指標を設定。	
	把握の方法		出典：－ 作成時期：－ 算出方法：－								
	達成度合いの判定方法		－								

目標② 【達成すべき目標】		実需者の求める量に着実に応える									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 小麦の生産量	764,900トン	30年度	1,080,000トン	12年度	810,167 トン	833,795 トン	858,113 トン	883,139 トン	908,896 トン	F↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「実需者の求める量に着実に応える」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる小麦の生産努力目標108万トンを設定した。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとして目安値を便宜的に記載している。
	把握の方法		出典:「作物統計」(麦類(子実用)の収穫量)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度3月頃(調査年度は収穫年度を示す) 算出方法:麦類(子実用)の収穫量から記載								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ 大豆の生産量	211,300 トン	30年度	340,000 トン	12年度	228,733 トン	237,982 トン	247,605 トン	257,617 トン	268,034 トン	F↑－差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「実需者の求める量に着実に応える」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 基本計画に掲げる大豆の生産努力目標34万トンを設定した。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとして目安値を便宜的に記載している。
	把握の方法		出典:「作物統計」(豆類(乾燥子実)及びそばの収穫量)(農林水産省統計部) 作成時期:調査年度の翌年度4月頃(調査年度は収穫年度を示す) 算出方法:豆類(乾燥子実)及びそばの収穫量から記載								
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標③ 【達成すべき目標】		実需者の求める安定的な供給									
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標 年度	年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
					2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 飼料用米・米粉用米の生産量	454,216 トン (飼料用 米:426,521 トン、 米粉用米: 27,695 トン)	30年度	830,000 トン (飼料用 米:700,000 トン、 米粉用米: 130,000 トン)	12年度	509,683トン (飼料用 米: 472,101ト ン、米粉用 米:37,582 トン)	537,188トン (飼料用 米: 494,891ト ン、米粉用 米:42,297 トン)	565,389トン (飼料用 米: 517,681ト ン、米粉用 米:47,708 トン)	594,386トン (飼料用 米:540,471 トン、米粉用 米:53,915ト ン)	624,298トン (飼料用 米: 563,261ト ン、米粉用 米:61,037 トン)	F ↑ 一差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「実需者の求める安定的な供給」に該当するアウトカム指標として設定。
					413,893トン (飼料用 米: 380,502ト ン、米粉用 米:33,391 トン)	704,339トン (飼料用 米: 662,724ト ン、米粉用 米:41,615 トン)	849,293トン (飼料用 米: 803,390ト ン、米粉用 米:45,903 トン)				【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 飼料用米・米粉用米については、米穀の新用途への利用の促進に関する法律に基づき、同じ新用途米穀として一体的に基本方針を定め、それに基づく生産を推進していることから、基本計画に掲げる生産努力目標70万トン(飼料用米)及び13万トン(米粉用米)の合計値である83万トンを設定した。 当該項目については需要が減少傾向にある主食用米から麦、大豆、野菜、果樹、輸出用米等への生産転換の見通しを踏まえて設定しているものの、政策の実施に当たってはその時々国内外の需要に臨機応変に対応することとしているため、目標の評価に当たってもこの点を考慮する必要がある。
											目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、毎年度一定割合が増加するとした目安値を便宜的に記載している。
把握の方法			出典:「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の規定に基づく農業者等からの報告(農林水産省農産局企画課調べ) 作成時期:調査年度の翌年度7月頃(調査年度は収穫年度を示す) 算出方法:「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領」の規定に基づく農業者等からの報告の飼料用米及び米粉用米の生産量から記載								
達成度合いの 判定方法			達成度合(%)=(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標④ 【達成すべき目標】			効率的・安定的に消費者まで届ける流通構造を確立								
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ア 米の年月旬表示切替率	0%	元年度	80%	6年度	-	-	60%	70%	80%	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「効率的・安定的に消費者まで届ける流通構造を確立」に該当するアウトカム指標として設定。
					-	-	93%				【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 食生活に関する世論調査（令和2年9月実施）において、米を購入するときに重視する要素として「精米時期」を選択した者の割合（18.3％）を踏まえて、消費者の選択を狭めない範囲で、最大限の物流効率化を進める目標を設定。 なお、年度ごとの目標欄は、毎年度一定割合で増加するとした目安値を便宜的に記載している。
	把握の方法		出典：農林水産省農産局調べ 作成時期：調査年度の翌年度4月頃 算出方法：米卸売事業者における商品アイテム数及び旬表示切替商品アイテム数から算出								
達成度合いの 判定方法		達成度合（％）＝当該年の実績値／当該年の目標値×100 A'ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満									
イ 推奨規格フレコンの普及率	57% (速報値)	3年度	80%	6年度	-	-	64%	72%	80%	S↑－直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)③の「効率的・安定的に消費者まで届ける流通構造を確立」に該当するアウトカム指標として設定。
					-	-	令和6年 1月末頃 把握予定				【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 農産物検査において、令和3年度（3年産）の推奨規格フレコンでの受検割合（57.2％）を踏まえて、最大限の物流効率化を進める目標を設定。 なお、年度ごとの目標欄は、毎年度一定割合で増加するとした目安値を便宜的に記載している。
	把握の方法		出典：米の農産物検査結果（農林水産省農産局調べ） 作成時期：当該年度の翌々年1月末頃 算出方法：農産物検査における水稲うるち玄米の包装別数量（ばら及びフレコンにおける推奨規格フレコン）から算出								
達成度合いの 判定方法		達成度合（％）＝当該年の実績値／当該年の目標値×100 A'ランク：150％超、Aランク：90％以上150％以下、Bランク：50％以上90％未満、Cランク：50％未満									

施策(4)		農業生産工程管理の推進と効果的な農作業安全対策の展開										
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		農業生産工程管理の推進、農作業等安全対策の展開										
目標① 【達成すべき目標】		令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPの実施										
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
		基準 年度		目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			
ア 国際水準GAPを実施する農業者数	0 経営体	元年度	240,000 経営体	12年度	22,000 経営体	44,000 経営体	66,000 経営体	88,000 経営体	110,000 経営体	S ↑ 一差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)④の「令和12年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPの実施」に該当するアウトカム指標として設定。	
									【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 GAPの推進にあたっては東京2020大会までを第1期、大会終了後から2030年までの第2期として施策を進めているところ。第2期は「2030年までにほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されること」を目標としていることから、「国際水準GAPを実施する農業者数」を目標として設定。 目標年度及び目標値は食料・農業・農村基本計画に「ほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施」と定められているが、年度ごとの目標値は定められていない。 なお、年度ごとの目標値の欄は、基準値と直線で結んだ年度毎の目安値を便宜的に記載。			
		把握の方法		出典:農林水産省農産局調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:都道府県による指導等を受け国際水準GAPを実施する農業者数を集計								
		達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績値－基準値)／(当該年度目標値－基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

目標② 【達成すべき目標】		農作業事故の防止対策を効果的に推進									
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値					指標－ 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
					年度ごとの実績値						
	基準 年度	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				
ア 農作業事故による死亡者数	304人	30年度	185人	5年度	287人	253人	219人	185人	－	F ↓ 一差	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(6)④の「農作業事故の防止対策を効果的に推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 平成29年の死亡者数304人を基準値※とし、死亡事故が多く発生している農業機械作業に係る死亡者数(29年:211人)を令和4年に半減させるとともに、農業機械作業以外の死亡者数も減少させる目標を設定。 なお、「令和2年春の農作業安全確認運動の実施について(令和2年1月30日生産局長通知)」においても、農業機械作業に係る死亡者数の半減について目標を設定。
把握の方法		出展:「人口動態調査」(死亡票の集計)(厚生労働省) 作成時期:調査年の翌年度3月頃 算出方法:農林水産省が人口動態調査の死亡票及び死亡個票(電子データ)から取りまとめ。 ※死亡者数は、翌々年の春頃(通常3月迄)に調査結果が取りまとまることから、前年度の死亡者数を当年度の数値として取り扱っている。									
達成度合いの判定方法		達成度合(%)=(当該年度実績値-基準値)／(当該年度目標値-基準値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

政策手段一覧

予算に係る政策手段					
事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号
(1) 農産物等輸出拡大施設整備事業 (平成27年度) (関連:5-②)	(2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア	0042	(40) 稲作農業の体質強化総合対策事業 (主) (令和4年度)	(3)-①-ア	0178
(2) 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 (令和2年度) (関連:5-②)	(3)-②-ア (3)-②-イ	0043	(41) 農業機械の安全性能アセスメント (令和4年度) (主)	(4)-②-ア	0179
(3) 国際園芸博覧会政府出展委託事業 (令和2年度) (関連:5-②)	(2)-③-ア	0044	(42) 精米安定供給のための物流実態把握及び改善に関する実証事業 (令和4年度) (主)	(3)-④-ア	0180
(4) 食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち食肉生産流通多角化支援事業 (令和3年度) (主)	(1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ	0045	(43) 「アフターコロナ」を見据えた野菜・果実の消費動向調査事業 (令和4年度) (主)	(2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア	0181
(5) 飼料穀物備蓄・流通合理化事業のうち飼料穀物備蓄対策 (昭和51年度) (主)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ	0084	(44) 肥料価格高騰対策事業 (令和4年度) (主)	(5)-①-ア	0182
(6) 経営所得安定対策等推進事業 (平成25年度) (関連:5-⑥)	—	0088	(45) 化学肥料原料調達支援緊急対策事業 (令和4年度) (主)	—	0183
(7) 農業支援サービス事業育成対策 (令和3年度) (関連:5-⑥)	(5)-①-ア	0089	(46) 国産小麦供給体制整備緊急対策事業 (令和4年度) (主)	(3)-②-ア	0184
(8) 農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策 (令和4年度) (関連:5-⑥)	(5)-①-ア	0090	(47) コメ新市場開拓等促進事業 (令和5年度) (主)	(3)-③-ア	0185
(9) 経営所得安定対策 (平成25年度) (関連:5-⑥)	—	0091	(48) 野菜・果実の消費拡大支援委託事業 (令和4年度) (主)	(2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア	0186
(10) 甘味資源作物生産者等支援安定化対策 (昭和40年度) (主)	—	0148	(49) 加工原料乳生産者補給金等 (昭和41年度) (主)	(1)-①-ア	0187
(11) 野菜価格安定対策事業 (昭和41年度) (主)	(2)-①-ア (2)-①-イ	0149	(50) 牛肉等関税財源畜産業振興対策交付金 (平成3年度) (主)	(1)-①-イ	0188

(12)	協同農業普及事業交付金 (昭和58年度) (主)	—	0150	(51)	独立行政法人家畜改良センターの運営に必要な経費 (平成13年度) (主)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア	0189
(13)	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業機械化促進業務に要する経費 (平成15年度) (主)	(4)-②-ア	0151	(52)	加工原料乳生産者経営安定対策事業交付金 (平成13年度) (主)	(1)-①-ア	0190
(14)	水田活用の直接支払交付金 (平成25年度) (主)	(3)-②-ア (3)-②-イ (3)-③-ア	0152	(53)	独立行政法人農畜産業振興機構運営費 (平成15年度) (主)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (2)-①-ア (2)-①-イ	0191
(15)	産地生産基盤パワーアップ事業 (平成27年度) (主)	(2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ (4)-②-ア	0153	(54)	鶏卵生産者経営安定対策事業 (平成23年度) (主)	(1)-①-オ	0192
(16)	加工施設再編等緊急対策事業 (平成27年度) (主)	(1)-①-ア (3)-②-ア	0154	(55)	畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業 (平成27年度) (主)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア	0193
(17)	畑作構造転換事業 (平成29年度) (主)	-	0155	(56)	国産乳製品等競争力強化対策事業 (平成29年度) (主)	(1)-①-ア	0194
(18)	農業競争力強化プログラム等の着実な実施に向けた調査事業 (平成30年度) (主)	(5)-①-ア	0156	(57)	食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち食肉流通構造高度化・輸出拡大事業 (令和元年度) (主)	(1)-①-イ (1)-①-ウ	0195
(19)	持続的生産強化対策事業 (令和元年度) (主)	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ (4)-①-ア (4)-②-ア	0157	(58)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち家畜能力等向上強化推進 (令和元年度) (主)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ	0196
(20)	国産小麦・大豆供給力強化総合対策 (令和2年度) (主)	(3)-②-ア (3)-②-イ	0158	(59)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち草地生産性向上対策 (令和元年度) (主)	(1)-②-ア	0197
(21)	園芸産地における事業継続強化対策 (令和2年度) (主)	(2)-①-イ	0159	(60)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち飼料生産利用体系高効率化対策 (令和元年度) (主)	(1)-②-ア	0198
(22)	米需要創造推進事業 (令和3年度) (主)	(3)-①-ア	0160	(61)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち国産飼料資源生産利用拡大対策 (令和元年度) (主)	(1)-②-ア	0199

(23)	花き産業成長・花き文化振興対策等委託事業 (令和3年度) (主)	(2)-③-ア	0161	(62)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち繁殖肥育一貫経営等育成支援 (令和元年度) (主)	(1)-①-イ	0200
(24)	新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業 (令和3年度) (主)	-	0162	(63)	畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業 (令和2年度) (主)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ	0201
(25)	スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業 (令和3年度) (主)	(5)-①-ア	0163	(64)	草地難防除雑草駆除技術等実証事業 (令和2年度) (主)	(1)-②-ア	0202
(26)	肥料コスト低減体系緊急転換事業 (令和3年度) (主)	(5)-①-ア	0164	(65)	配合飼料価格安定対策事業 (令和3年度) (主)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ	0203
(27)	持続的畑作生産体系確立緊急対策事業 (令和3年度) (主)	—	0165	(66)	公共牧場機能強化等体制整備事業 (令和3年度) (主)	(1)-①-イ	0204
(28)	甘味資源作物生産性向上緊急対策事業 (令和3年度) (主)	—	0166	(67)	畜産生産力・生産体制強化対策事業のうち和牛の信頼確保対策 (令和3年度) (主)	(1)-①-イ	0205
(29)	葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業 (令和3年度) (主)	(2)-①-ア (2)-①-イ	0167	(68)	家畜市場密集防止対策支援事業 (令和3年度) (主)	(1)-①-イ	0206
(30)	畑作物産地形成促進事業 (令和4年度) (主)	(3)-②-ア (3)-②-イ	0168	(69)	酪農経営改善緊急支援事業 (令和4年度) (主)	(1)-①-ア	0207
(31)	畑地化促進事業 (令和4年度) (主)	(3)-②-ア (3)-②-イ	0169	(70)	飼料自給率向上総合緊急対策事業のうち国産飼料の生産・利用拡大事業 (令和4年度) (主)	(1)-②-ア	0208
(32)	肥料原料備蓄対策事業 (令和4年度) (主)	(5)-①-ア	0170	(71)	飼料自給率向上総合緊急対策事業のうち耕畜連携国産飼料利用拡大対策事業 (令和4年度) (主)	(1)-②-ア	0209
(33)	米粉の利用拡大支援対策事業 (令和4年度) (主)	(3)-③-ア	0171	(72)	乳製品長期保管特別対策事業 (令和4年度) (主)	(1)-①-ア	0210
(34)	強い農業づくり総合支援交付金 (令和4年度) (主)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-③-ア (2)-④-ア (2)-④-イ (4)-②-ア	0172	(73)	飼料穀物備蓄・流通合理化事業のうち飼料流通合理化対策 (令和4年度) (主)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-②-ア	0211

(35)	国内肥料資源利用拡大対策事業 (令和4年度) (主)	-	0173	(74)	配合飼料価格高騰緊急特別対策事業 (令和4年度) (主)	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ	0212
(36)	施設園芸等燃料価格高騰対策 (令和4年度) (主)	-	0174	(75)	国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業 (令和4年度) (主)	(1)-①-ア	0213
(37)	持続的畑作生産体系確立緊急支援事業 (令和4年度) (主)	-	0175	(76)	食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち家畜取引スマート化推進支援事業 (令和5年度) (主)	(1)-①-イ	0214
(38)	甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業 (令和4年度) (主)	-	0176	(77)	麦買入費(輸入飼料) (昭和28年度) (主)	(1)-②-ア	0215
(39)	横浜国際園芸博覧会事業 (令和4年度) (主)	(2)-③-ア	0177				
行政事業レビューシート 参照URL		https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r5/f/05_bunya09.html					

非予算関連の政策手段(法令・税制等)

政策手段 (開始年度)	税制の減収見込額(減収額)			令和5年度 [百万円]	関連 する 指標	政策手段の概要等
	令和2年度 [百万円]	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]			
(1) 農業改良助長法 (昭和23年) (主)	-	-	-	-	-	効率的かつ安定的な農業経営の育成及び地域の特性に即した農業の振興を図ること等を目的として普及事業を実施する。 普及指導活動を通じ、農業経営体の育成、農業の振興を図ることにより、国産農畜産物の供給拡大に寄与する。
(2) 家畜商法 (昭和24年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-イ	家畜商について、免許及び営業保証金の供託等の制度を実施する。 家畜商の業務の健全な発展及び公正な家畜取引の確保を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。
(3) 家畜改良増殖法 (昭和25年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	家畜の改良増殖を計画的に行うための措置並びにこれに関連して必要な種畜の確保及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する措置を実施する。 畜産業振興の基礎となる家畜の改良増殖を促進することにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。
(4) 牧野法 (昭和25年) (主)	-	-	-	-	(1)-②-ア	牧野管理規程の作成・遵守により、牧野の適正な管理を図るとともに、牧野の荒廃を防止するための措置等を実施する。 国土の保全及び牧野利用の高度化を図ることにより、飼料自給率の向上を通じた国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。
(5) 飼料需給安定法 (昭和27年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ (1)-①-オ (1)-②-ア	政府は毎年飼料需給計画を定め、これに基づき輸入飼料の買入れ、保管及び売渡しを実施する。 飼料の需給及び価格の安定を図ることにより、畜産の振興を通じた国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。
(6) 酪農及び肉用牛生産の振興に関 する法律 (昭和29年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-②-ア	酪農及び肉用牛生産振興に資するため、 ・酪農及び肉用牛生産の近代化を総合的かつ計画的に推進するための措置 ・酪農適地に生乳の濃密生産団地を形成するための集約酪農地域の制度 ・上記に関連して生乳等の取引の公正、牛乳及び乳製品の消費の増進並びに肉用子牛の価格の安定及び牛肉の流通の合理化の措置を 実施する。 本法に基づき、酪農及び肉用牛生産の健全な発達並びに農業経営の安定を図るとともに、牛乳・乳製品及び牛肉の安定的な供給確保等 に寄与する。
(7) 家畜取引法 (昭和31年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-イ	家畜市場を開設・運営しようとする者に対して最小限度の登録基準を設けるとともに、地域家畜市場の再編整備を促進するための整備地 域の指定等を実施する。 公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保し、家畜流通の円滑化を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。
(8) 養鶏振興法 (昭和35年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-エ (1)-①-オ	優良な資質を備える鶏の普及及び養鶏経営の改善のための措置を実施する。 農家経済の安定を図ることにより、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。
(9) 果樹農業振興特別措置法 (昭和36年) (主)	-	-	-	-	(2)-②-ア	果樹農業の健全な発展に資するため、 ・果実の需給の動向に即応した計画的な果樹農業の振興 ・合理的な果樹園経営基盤の確立 ・果実の生産及び出荷の安定 ・果実の流通及び加工の合理化等の措置を実施する。 本法に基づき、令和2年4月に農林水産省が公表した果樹農業振興基本方針に沿って支援事業を措置し、消費者・実需者ニーズの高い 優良果実の供給を拡大することにより、生産努力目標の達成に向けた国産果実の供給拡大及び消費拡大に寄与する。
(10) 畜産経営の安定に関する法律 (昭和36年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	・肉用牛又は肉豚の標準的販売価格が標準的生产費を下回った場合に、(独)農畜産業振興機構が交付金を交付 ・取引条件が不利な加工原料乳向け(脱脂粉乳、バター、チーズ、生クリーム等向け)の生乳を対象として、(独)農畜産業振興機構が補給 金等を交付 主要な家畜又は畜産物について、交付金若しくは補給金等の交付又は価格の安定に関する措置を講ずることにより、畜産及びその関連 産業の健全な発展が促進され、目標である牛乳及び乳製品や牛肉等の生産量の確保に寄与する。

(11)	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律 (昭和40年) (主)	-	-	-	-	-	・輸入糖と国内産糖との価格調整を図るため、甘味資源作物及び国内産糖について交付金を交付する措置等を実施する。 ・輸入でん粉等と国内産いもでん粉との価格調整を図るため、でん粉原料用いも及び国内産いもでん粉について交付金を交付する措置等を実施する。 甘味資源作物生産者等の経営の安定化を図られることにより、国内産糖及び国内産いもでん粉の安定的な供給の確保に寄与する。
(12)	野菜生産出荷安定法 (昭和41年) (主)	-	-	-	-	(2)-①-ア (2)-①-イ	主要な野菜について、 ・一定の生産地域におけるその生産及び出荷の近代化を計画的に推進 ・その価格の著しい低落があった場合における生産者補給金の交付等を実施する。 価格低落による野菜農家の経営に及ぼす影響を緩和することにより、消費者への安定的な国産野菜の供給確保に寄与する。
(13)	肉用子牛生産安定等特別措置法 (昭和63年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-イ	指定肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者に対し生産者補給金を交付するとともに、畜産の振興に資する施策を実施する。 肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図ることにより、牛肉等の生産量の確保に寄与する。
(14)	米穀の新用途への利用の促進に関する法律 (平成21年) (主)	-	-	-	-	(3)-③-ア	新用途米穀の生産者は、新用途米穀加工品(米粉・飼料用等)の製造事業者(必要に応じ米粉パン等の製造事業者や畜産農家等を含む。)と共同して、新用途米穀の生産から新用途米穀加工品の製造等までの一連の工程の総合的な改善を図る事業に関する計画(生産製造連携事業計画)を作成し、農林水産大臣の認定を受けることが可能としている。 生産製造連携事業計画の認定により、新用途米穀の生産から加工品の製造等までの一連の工程の改善が促進され、米粉用米・飼料用米の消費喚起及び供給拡大に寄与する。
(15)	お茶の振興に関する法律 (平成23年) (主)	-	-	-	-	(2)-④-ア	①農林水産大臣による基本方針の策定 ②お茶の生産者の経営の安定、お茶の消費の拡大及びこれに資するお茶を活用した食育の推進 ③お茶の輸出の促進 ④お茶の伝統に関する知識等の普及等の措置を実施する。 茶業及びお茶の文化の振興を図ることにより、茶業の健全な発展及び豊かで健康的な国民生活の実現に寄与する。
(16)	花きの振興に関する法律 (平成26年) (主)	-	-	-	-	(2)-③-ア	花き産業の健全な発展と心豊かな国民生活の実現に資するため、 ・花きの生産者の経営の安定 ・花きの加工及び流通の高度化 ・花きの輸出の促進 ・公共施設及びまちづくりにおける花きの活用等の措置を実施する。 本法に基づき、令和2年4月に農林水産省が策定した「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」に沿って支援事業を措置し、花きの需要の拡大及び生産量の拡大に寄与する。
(17)	養豚農業振興法 (平成26年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-ウ	養豚農業の振興を図るため、基本方針の策定や養豚農家の経営の安定、国産由来飼料の利用増進、豚肉の生産の促進及び消費の拡大等の措置を講じ、養豚農業の健全な発展を図ることにより、豚肉の安定供給の確保に寄与する。
(18)	農業競争力強化支援法 (平成29年) (関連4-⑥)	-	-	-	-	(5)-①-ア	良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることから、農業者による農業の競争力の許可の取組を支援し、農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。
(19)	農業用軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置 (昭和31年度) (主)	- (11984)	- (12,352)	-	-	-	農業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油引取税の課税免除の措置を行う。 軽油をできるだけ安い価格で安定的に供給し、農業者等の経営の安定を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。
(20)	公害防止設備を取得した場合の特例措置 課税標準の軽減 [固定資産税:地方税法付則第15条第2項第1号] (昭和35年度)	-	-	-	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ	污水处理施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、特例率(1/2を参酌し、1/3以上2/3以下の範囲内で市町村の条例で定める割合)を乗じて得た額を課税標準とする。 事業者の公害防止施設の設置に関して特例措置を講じることで、事業者の経済的負担を軽減し、公害防止設備の投資促進を図ることにより、畜産環境問題への適切な対応を図り、国産畜産物の安定供給の確保に寄与する。

(21)	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例 (昭和42年度) (主)	20,073 (13,448)	14,110 (14,937)	14,110	-	(1)-①-イ	農業を営む個人又は農地所有適格法人が飼育し、所定の方法で売却した肉用牛が、1頭100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満又は高等登録牛であって、その頭数が1,500頭以内であるとき、その売却により生じた事業所得については、個人にあつては所得税及び住民税を免除し、農地所有適格法人にあつては損金の額に算入する。 これにより、肉用牛生産農家の経営の体質強化を図り、肉用牛経営の安定及び国産牛肉の安定的供給を図ることにより、牛肉の生産量の確保に寄与する。
(22)	肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例 (昭和43年度) (主)	6,444 (5,495)	7,841 (6,105)	7,841	-	(1)-①-イ	農業を営む個人が飼育し、所定の方法で売却した肉用牛が、1頭100万円(交雑種は80万円、乳用種は50万円)未満又は高等登録牛であつて、その頭数が1,500頭以内であるとき、その売却により生じた事業所得については、所得割を免除する。 これにより、肉用牛生産農家の経営の体質強化を図り、肉用牛経営の安定及び国産牛肉の安定的供給を図ることにより、牛肉の生産量の確保に寄与する。
(23)	家畜取引法に基づく家畜市場に係る資産割の特例措置 (昭和50年度) (主)	3 (3)	3 (4)	3	-	(1)-①-イ	家畜市場について、事業所得税の資産割の課税標準を3/4控除する。 これにより、肉用牛生産農家の経営の体質強化を図り、肉用牛経営の安定及び国産牛肉の安定的供給を図ることにより、牛肉の生産量の確保に寄与する。
(24)	生鮮食料品の価格安定目的施設に係る資産割の特例措置 (昭和50年度) (主)	6 (5)	6 (5)	5	-	(1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設について、事業所得税の資産割の課税標準を3/4控除する。 これにより、国産食肉の安定的供給を図り、流通の円滑化に寄与する。
(25)	特定の基金に対する負担金等の必要経費算入の特例 (昭和50年度) (主)	- (0)	- (0)	360	1,570	(1)-①-ア (1)-①-イ (1)-①-ウ (1)-①-エ	飼料穀物の国際相場の高騰等による配合飼料価格の短期的かつ急激な変動が畜産経営に及ぼす影響を緩和するため、国と配合飼料メーカーの拠出により造成する異常補填基金について、配合飼料メーカーが納付する異常補填積立金を必要経費又は損金の額に算入する。 本措置により、異常補填基金の財源を円滑に造成し、生産者への補填を適切に実施することにより畜産経営の安定を図り、「食料・農業・農村基本計画」における生産努力目標の達成に寄与することを目的とする。
(26)	農林漁業用A重油に係る石油石炭税の特例措置 (昭和53年度) (主)	3,590 (3,590)	3604 (3,485)	3,502	-	-	ハウス栽培等で使用する農林漁業用A重油に対する輸入A重油に係る免税措置及び国産A重油に係る還付措置の特例措置を行う。 施設園芸農家の経営の安定化を図ることにより、農林水産物の安定的な供給確保に寄与する。
(27)	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除 (平成10年度) (主)	1061 (-)	1324 (-)	1,324	-	-	農業者等が機械等を取得した場合、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3千万円以下)の適用を認める。 新たな設備投資を促し、生産性の向上等を図ることにより、国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。
(28)	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(商業・サービス業・農林水産業活性化税制) (平成25年度) (主)	- (184の内数)	- (150の内数)	- (令和6年2月中旬把握予定)	-	-	青色申告書を提出する農業者等で、農業協同組合等から経営改善に関する指導及び助言を受けた者が、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い、建物附属設備又は器具・備品を取得した場合に、取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できる特例措置を行う。 農業者等が行う農畜産物の品質の向上や高付加価値化、生産コストの低減等に資する設備の導入・更新が促進されるとともに、事務負担の軽減、業務改善等に向けた設備やシステムの導入が図られ、消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境が整備されることで、農業者等の経営の安定化・活性化や国産農畜産物の安定供給の確保に寄与する。 なお、本税制は、適用期限(令和3年3月31日)をもって廃止された。

移替え予算に係る政策手段(参考)						
事業名 (開始年度)			関連 する 指標	令和 5年度 行政事業 レビュー 番号	事業名 (開始年度)	
(1) -			-	-	(2) -	-
各府省庁行政事業レビューシート 参照URL		-				

(注1) 当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
(注2) 個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
(注3) 移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	播種前契約	播種前(3月末)までに、書面により当年産の取引数量等が取り決められたもの。
----	-------	---------------------------------------